平成30年度林業信用保証料率算定委員会の結果

1 保証料率算定の基本的考え方

第4期中期計画において、保証料率については、以下のように定めている。

独立行政法人農林漁業信用基金中期計画(抄)

第1-2 林業信用保証業務

(2) 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。

2 林業・木材産業の特性

- 林業信用保証の対象としている林業・木材産業の事業者は、
 - ・事業規模が小さく事業実績が不安定であるために信用力が低いこと
 - 所有する資産が山林や山村地域の土地など評価額が小さいために担保力も弱い者が多いこと
 - ・生産物である素材や製材品の価格は低迷しており、利益率が小さいことに加え、市場価格が変動するために経営リスクが大きいこと

等から、市中銀行から融資を受ける場合には相対的に高い金利が適用され、また、 債務保証が必要となるケースが少なくないと考えられるなど、資金の調達が経営の大 きな負担となっている。

•このような状況に鑑み、林業・木材産業事業者に一定の負担を求めながら、必要とす る資金の融通を円滑にする制度として、政府により林業信用保証制度が設けられて いる。

3 業務収支から見た保証料率

- 最近の林業信用保証の保証料収入は、平成21年度をピークに漸減しており、近年では3億円程度で推移している。(表 1)
- 求償権回収収入は、年度によりバラツキがあるが、平成 26 年度以降は2億円前後で 推移している。
- 代位弁済費支出は、平成25年度までは大口の代位弁済案件が続き、年間10億円を 上回る規模で推移していたが、平成26年度以降は数億円規模に減少して推移している。
- 収入(保証料収入及び求償権回収収入)と支出(代位弁済費支出)との差は、近年では代位弁済の少なかった平成26年度に38百万円の黒字となった以外は、毎年度、支出が収入を上回る状態で推移している。
- 平成 25~29 年度の5年間の平均でみると、収入(保証料収入及び求償権回収収入) は 606 百万円(保証残高に対する割合は 1.39%)、支出(代位弁済費支出)は 909 百

万円(保証残高に対する割合は、2.09%)と収支差が生じている。(表 - 2)

- 保証料収入と求償権回収収入で代位弁済費支出を賄うこととすれば、保証利用者に 過大な負担(保証料率を5割程度引き上げることが必要。)を強いることとなる。この ため、林業者等の負担増加に配慮し、収支差を補填するための政府事業交付金が 措置されている(使わなかった額については中期目標期間中において繰り越して運 用)。
- なお、リーマンショック後の世界的規模の不況や東日本大震災の影響により、通常措 置される政府事業交付金では賄いきれない収支差が生じている年度があるが、この ような特別な事態に対しては、緊急経済対策(平成21~24年度)、東日本大震災の 復旧・復興対策(平成23年度~)に係る交付金が措置されている。
- こうした中で、毎年の全体の業務収支は、政府事業交付金を加味すれば概ね均衡が 図られている。

									(単位:百	5万円)
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保証料収入	397	864	602	486	411	362	344	320	302	293
求償権回収収入	353	269	544	413	339	512	275	156	197	269
収入計	750	1,133	1,145	898	750	874	619	476	499	562
代位弁済費	2,652	1,681	1,362	1,822	2,344	1,425	581	1,177	687	673
支出計	2,652	1,681	1,362	1,822	2,344	1,425	581	1,177	687	673
収支差	▲ 1,902	▲ 547	▲ 216	▲ 924	▲ 1,594	▲ 551	38	▲ 701	▲ 188	▲ 111
政府事業交付金	423	2,353	581	1,076	1,055	446	134	532	208	122
経済対策等	13	1,943	365	112	496					
収支差補填	410	410	216	442	385	256		512	164	111
震災対策				522	175	190	134	20	44	11
<u>-</u>										

表 - 1 業務収支の推移

11

表 - 2 H25-29 年度の平均保証料率の支出実績値と収入実績値

	収入 又は 支出	保証残高 ②	平均保証料率 ①/②
	606 百万円		1.39%
支出実績値	909 百万円	43,455 百万円	2.09%
差	▲303 百万円	-	▲0.70%

152 **▲** 539 **▲** 105 173 **▲** 169

注: H25-29 年度の平均金額

業務収支

: 収入は保証料収入及び求償権回収収入の合計、支出は代位弁済費

365

4 政策性を踏まえた保証料率の設定

林業信用保証では、林業経営の改善や木材の生産・流通に係る事業の合理化等を 促す資金については、政策効果の発揮の視点から、保証料率を一般資金の 50%又 は 75%に設定している。

: 基本保証料率を適用。制度資金 I 及びⅡ以外のものを対象。

制度資金 II:基本保証料率から 25%を減じた保証料率を適用。木材産業等高度化推

進資金のうち4倍協調の資金、合理化計画の認定を受けた者等を対象。

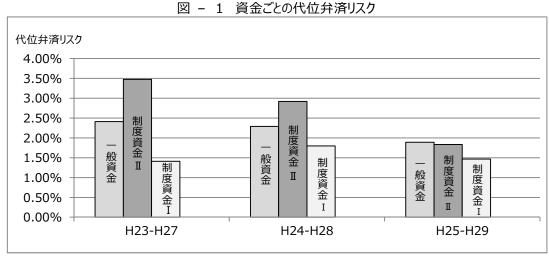
制度資金 I:基本保証料率から 50%減じた保証料率を適用。林業・木材産業改善資

金、木材産業等高度化推進資金のうち2倍協調及び3倍協調の資金等

を対象。

▲ 1,480 1,806

- ・この一般資金、制度資金Ⅱ、制度資金Ⅰの資金ごとに代位弁済リスク(保証残高に 対する代位弁済に伴う支出の5年間の年平均値)を見てみると、図 - 1 のとおりであ る。
- 平成 23~27 年度、平成 24~28 年度には、制度資金Ⅱが一般資金や制度資金Ⅰよ り高くなっていたが、これは、世界的規模の不況や東日本大震災の影響等により、平 成 23~25 年度に制度資金Ⅱの利用者から比較的規模の大きな代位弁済案件が発 生したこと等によるものと考えられる。
- •こうした中、平成 23 年度に木材産業等高度化推進資金の体系を見直したことなども あり、直近では、資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異は見られない状態にある。



注:代位弁済リスクとは、保証残高に対する代位弁済に伴う支出(代位弁済費支出ー 求償権回収収入)

:5年間の移動平均

5 被保証者の財務状況に応じた保証料率

• 林業信用保証では、平成 19 年度に保証料率の体系を見直し、被保証者の財務状況 等に応じて8区分の基本保証料率を設定している。(表 - 3)

表 - 3 保証料率の基本保証料率

公 5 K唯行中9至本体唯行中									
区分	Α	B 1	B 2	C 1	C 2	C 3	D	E以下	
基本保証料率	0.20%	0.40%	0.60%	0.90%	1.10%	1.30%	1.50%	1.80%	

(参考) 保証協会の保証料率体系

ĺ	区分	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]
ĺ	保証料率	0.50%	0.70%	0.90%	1.10%	1.35%	1.60%	1.80%	2.00%	2.20%

注:責任共有保証、県単による料率割引等特例商品を除く。

- この被保証者の財務状況等に応じた保証料率体系についても、上記4と同様に代位 弁済リスクを検証したところ、図 - 2 のとおり、C2以下は、算定された代位弁済リスク は基本保証料率より高い状態になっている。この部分の代位弁済リスクを利用者の 過大な負担とならぬよう政府事業交付金が充当されていると考えられ、ある意味政策 に合致した支援実態となっていると言える。
- また、基本保証料率を超えた代位弁済リスクの総額について、直近の平成25年度以

降は収支差補填を目的とした政府事業交付金と同程度の規模となっており、政府事業交付金を加味すれば全体収支として均衡が保たれている状態にある。

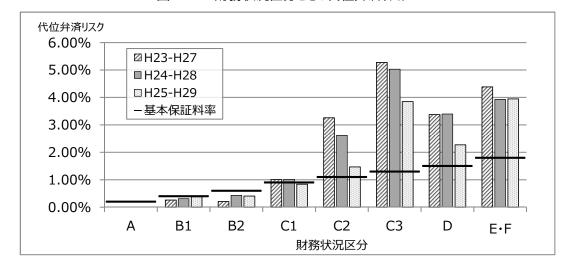


図 - 2 財務状況区分ごとの代位弁済リスク

注:5年間の移動平均

: 検証に当たっては、代位弁済に至る案件は代位弁済時には財務状況の悪化により低位の格付(D、E、F等)に集中するが、保証の新規・増額引受の基本は、原則C3以上(例外的にD)であること等を踏まえ、代位弁済時点から遡った過去の格付に分類し直した。具体的には、平成25~29年度の代位弁済リスクを見る場合は、代位弁済案件の信用格付を平成24年度末時点の格付に分類し直した。24年度末時点に保証契約がされておらず、24年度末まで遡れない場合には、契約当初の格付とした。

6 平成 31 年度の林業信用保証料率について

- 政府事業交付金を加味した毎年の業務収支は概ね均衡が図られている。
- 政策性を踏まえた資金別の保証料率体系については、資金ごとの代位弁済リスクに 大きな差異は見られない状態にある。
- 被保証者の財務状況に応じた保証料率体系については、
 - C2以下に格付けされる者の代位弁済リスクが高くなっているが、これらの者に政府事業交付金が充当されていると考えられ、ある意味政策目的通りの支援実態となっている。
 - ・その金額規模についても、政府事業交付金を加味すれば、全体収支として均衡が 保たれている状態にある。
- •他方、林業・木材産業界からは、小規模な事業者や厳しい経営状況にある事業者が 多いこと等から保証料率の引下げを求める声があるが、政府事業交付金を前提とし た上で収支均衡状態にあることを踏まえれば、引下げには慎重な検討が必要であ る。
- 制度資金の保証料率を低く設定することは政策効果の発揮の視点から相当であり、 また、利用者の財務状況等に応じた8区分の保証料率は信用保証協会の保証料率 ともバランスがとれている。
- 以上のことから、平成 31 年度の林業信用保証に係る保証料率は、現行の保証料率 の体系を据え置くことが適当と考えられる。